

## 橋本公民館における貸室利用方法等の一部変更について

平成30年6月1日以降の利用分から、次のとおり貸室利用方法等の一部を変更します。

### 1 使用料の導入

貸室の利用にあたって使用料が必要となります。具体的な料金や免除制度については、館内掲示や案内チラシを御参照ください。

なお、使用料の支払いは、利用当日に発券機（事務室前に設置予定）で利用券を購入することで行い、その利用券と交換で部屋の鍵を受け取る形式です。

また、利用時間にはカウンターでの鍵の受取りから返却までの時間を含みません（鍵の5分前貸し出しは行いません）ので、必ず時間内に鍵を返却してください。

### 2 利用区分等の変更

大会議室と和室につきましては、夜間の時間帯を分割し、午後6時から午後8時までと、午後8時から午後10時までの2時間ずつの2区分とします。

一方、区分を連続して利用申請することも可能で、連続で申請した場合の利用コマ数は連続した単位を1コマとして扱います。この場合、抽選も連続したコマを一単位として当落が決定します。

なお、同じ部屋で連続した区分を一括して申請した場合の取り扱いは、すべての部屋及び時間帯において同じです。ただし、別々に申請して結果的に連続で使用した場合は適用されません。

（大会議室・和室の例）	13～15時	15～17時	18～20時	20～22時
	1コマ	1コマ	1コマ	1コマ
	1コマ		1コマ	

### 3 ミーティング室の利用承認申請方法の変更

ミーティング室の利用申請も他の部屋と同様に、「さがみはらネットワークシステム（Sネット）」による申請に移行します。電話による仮予約等はできませんので御注意ください。

#### 4 茶室の貸し出し対象の拡大

これまで、茶室の貸し出しにあたりましては、利用目的を「茶道、華道又は着付け」に限定していましたが、運動系や中学生未満の者が含まれる活動等を除き、茶道、華道又は着付け以外の利用も可能とします。

なお、一般利用の際は、茶室であることを御理解いただきますとともに、備え付けてある茶道具等は使用しないでください。

#### 5 コミュニティ室の一般団体への貸し出しの休止

自治会、子ども会などの地域活動を行う団体等が利用する部屋として設置されているコミュニティ室について、これまで一定条件のもと一般団体への貸し出しも行っていましたが、この取り扱いを休止します。

#### 6 個人開放の取り扱いの終了

これまで試行的に実施してきました小会議室の個人開放（毎週金曜日の午前・午後の時間帯に限り、2日前までに利用予約がない場合、当日に利用を希望する個人に小会議室を開放（専有利用は不可）するもの）について、この取り扱いを終了します。

橋本公民館

## 公民館における使用料の導入について

公民館の貸部屋の利用について、平成30年6月1日以後の利用分から使用料を導入します。

### 【使用料導入の理由】

公民館などの施設の運営には、人件費や維持管理のための費用がかかっています。これらの費用について、平成24年度に「受益者負担の在り方の基本方針」を策定し、市が提供するサービスに応じて、利用者にとどの程度負担していただくのが適切かなどの基準を定めました。

このことにより、平成28年度に体育施設等の料金改定が行われ、また、平成30年度から公民館に使用料を導入することになりました。

利用者の皆様から使用料をいただくことで、今後、社会状況が変化していく中でも、持続可能な施設運営をしていきたいと考えています。

皆様の御理解と御協力をお願いします。

### 【橋本公民館の使用料】

施設	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
中会議室	900円	1,200円	1,200円
小会議室	600円	800円	800円
工作室	900円	1,200円	1,200円
視聴覚室	600円	800円	800円
料理実習室	600円	800円	800円
茶室	300円	400円	400円
ミーティング室	600円	800円	800円

施設	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後8時まで	午後8時から 午後10時まで
大会議室	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
和室	1,200円	800円	800円	800円	800円

※大会議室と和室については、平成30年6月1日以後、夜間の利用時間帯を2区分にする予定です。

### 【使用料の支払方法】

今後公民館に設置する券売機で利用日当日にお支払ください。

### 【使用料の免除】

次のいずれかに該当する場合、使用料を免除する予定です。（詳しくは、裏面をご覧ください。）

- (1) 公民館が主催し、又は共催する事業のために利用するとき。
- (2) 市内の地域自治振興、教育振興又は社会福祉振興に関する公益性が高いと認められる活動を行うことを目的とする団体がその目的のために利用するとき。
- (3) 公民館が主催し、又は共催する事業を契機に設立された団体が利用するとき（当該団体が設立された日から当該団体が設立された日の属する年度の翌年度の末日までの期間に限る。）。

申請は、平成30年4月1日より受け付けます。

詳細は、公民館窓口までご相談ください。

橋本公民館長

# 公民館使用料免除制度について

## 1 趣旨

相模原市立公民館では、公民館活動の振興や地域団体による地域自治振興活動、地域の子どもたちの教育振興活動、社会福祉振興活動を支援するため、それぞれの分野において公益性が高いと認められる活動を行うことを目的とする団体がそのために利用するときのほか、公民館が主催し、又は共催する事業を契機に設立された団体が利用する場合（設立年度の翌年度末日まで）において、次のとおり公民館使用料を免除することができます。

## 2 申請の流れ

1	種別	地域自治振興を 目的とする団体	教育振興を 目的とする団体	社会福祉振興を 目的とする団体
申請できる団体の確認	団体名	1 自治会 2 老人クラブ 3 消防団 4 交通安全母の会 5 まちづくり会議 6 安全・安心まちづくり推進協議会 7 まつり・観光関係団体※ 8 ふれあい広場管理団体 9 避難所等運営団体 10 交通関係協議団体※ 11 防犯・交通安全関係団体 12 明るい選挙推進協議会 13 文化財保護団体※	1 小中学校PTA 2 幼稚園・保育所・認定こども園の保護者会※ 3 学校教育関係団体※ 4 青少年健全育成協議会 5 青少年指導員連絡協議会 6 子ども会 7 学習支援団体※ 8 スポーツ少年団 9 ジュニア(中学生以下)の体育・文化活動育成団体※ 10 スポーツ推進委員連絡協議会	1 社会福祉協議会 2 民生委員児童委員協議会 3 保護司会、更生保護女性会 4 子育て支援団体、子育て団体※ 5 障害者支援団体、障害者団体※ 6 高齢者支援団体※ 7 健康づくり普及員連絡会 8 食生活改善団体(わかな会) 9 赤十字奉仕団 10 戦没者・被爆者・震災被害者関係団体※
	備考	上記の団体のほか、利用者協議会など公民館共催団体や、公民館事業をきっかけに設立された団体（設立年度の翌年度末日まで）が対象になります。申請できる団体の詳細な定義については、公民館窓口までお尋ねください。		
申請手続	提出書類	1 相模原市立公民館使用料免除申請書（公民館窓口で3月中旬から入手できます。） 2 添付書類 上記の団体名の横に「※」がついている団体は、活動内容の分かる書類の提出をお願いすることがあります。		
	提出場所	団体登録した主に利用する公民館（拠点公民館）に提出してください。 6月利用分から免除を希望する団体は、平成30年4月30日までに提出してください。その後は、随時受け付けます。		
3 決定	利用日前に、各公民館から団体の代表者又は連絡担当者に「相模原市立公民館使用料免除決定通知書」を交付します。			
4 利用時	利用に当たっては、通常どおり利用承認申請手続きをしてください。なお、免除利用の確認をいたしますので、当日までに利用する公民館に免除利用する旨の申請をしてください。			

☆ 事前相談は公民館窓口で受け付けています。申請手続きは4月1日以降受け付けを開始します。